公　告

諸　事　項

司法書士懲戒処分公告

下記の者については、司法書士法（昭和25年法律第197号）第47条第２号の規定に基づき、平成22年８月11日から２週間の司法書士業務の停止の処分を行ったので、同法第51条の規定に基づき、公告する。

平成22年８月20日

神戸地方法務局長　小野　勝成

記

氏名　川野　正明
所属する司法書士会　兵庫県司法書士会
登録番号　兵庫第535号
事務所の所在地　兵庫県加古川市野口町良野1783番地
違反行為　本人確認義務及び登記申請意思確認義務違反

法人解散命令処分公告

社団法人日本リサール協会（主たる事務所の所在地東京都港区南青山二丁目19番１号）は、正当な理由なく引き続き３年以上事業を行っていないので、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第96条第２項の規定により、その解散を命ずる。

平成22年８月20日　外務大臣　岡田　克也

（教示）

この処分について不服があるときは、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の定めるところにより、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、外務大臣に対して異議申立てをすることができます。

また、処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法（昭和37年法律139号）の定めるところにより、この処分があったことを知った日（外務大臣に対して異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する外務大臣の決定があったことを知った日）の翌日から起算して６ヶ月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は、法務大臣となります。）、提起することができます（なお、処分を知った日の翌日から起算して６ヶ月以内であっても、処分の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。）。

買収前の所有者等への売払いに関する公告

下記１の国有財産は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第８条第４項の規定により、読み替えてなおその効力を有することとされた同法第１条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第80条第１項の規定により土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認め、同条第２項の規定により当該土地の買収前の所有者又はその一般承継人に売り払うことになったので、下記２の者又はその一般承継人において買受けを希望するときは、本日から起算して６か月以内に、農地法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年農林水産省令第64号）第１条の規定による改正前の農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第49条第１項の規定により買受申込書を関東農政局長に提出されたい。

平成22年８月20日

農林水産大臣　山田　正彦

記

１国有財産の表示	２買収前の所有者の氏名及び住所	備　考
千葉県船橋市葛飾町二丁目447番２ 宅地　72.93㎡	石井　孝之 千葉県船橋市二子町295番地	現況：住宅敷地
千葉県船橋市二和東五丁目89番43 畑　117㎡	大平　龍藏 東京都神田区東神田町１番地	
東京都府中市幸町二丁目49番14 畑　280㎡	矢島　健吉 北多摩郡府中町番場	現況：府中市所管道路
東京都三鷹市上連雀五丁目697番１ 畑　29㎡ 東京都三鷹市上連雀五丁目697番２ 畑　23㎡ 東京都三鷹市上連雀五丁目697番３ 畑　19㎡	井野　米次 東京都武蔵野市西窪１	現況：三鷹市所管道路
東京都調布市布田一丁目56番19 畑　99㎡	原　　文藏 東京都北多摩郡調布町上布田２番地	現状：国土交通省所管道路
東京都府中市府中町二丁目100番２ 公衆用道路 456㎡	福田甚太郎 東京都北多摩郡千歳村下祖師ヶ谷	
東京都府中市府中町一丁目100番２ 公衆用道路 36㎡（買収時：東京都府中市字馬場東8911番３　畑11歩）	氏名　不詳 住所　不詳	
東京都調布市国領町二丁目８番２ 畑　112㎡	永川　賞吉 東京都北多摩郡調布町国領61番地	
東京都調布市小島町一丁目42番13 畑　179㎡ 東京都調布市小島町一丁目42番14 畑　93㎡	井上金治郎 東京都北多摩郡調布町布田小島分185番地	
東京都府中市白糸台三丁目25番14 畑　154㎡（買収時：東京都府中市水原神明台749ノ34　畑　1,303）	氏名　不詳 住所　不詳	
東京都府中市白糸台三丁目25番15 畑　142㎡（買収時：東京都府中市神明台749ノ32 畑　1,112）		
東京都府中市白糸台三丁目25番16 畑　89㎡（買収時：東京都府中市神明台749ノ38 畑　325）		
東京都府中市白糸台三丁目25番18 畑　80㎡（買収時：東京都府中市神明台749ノ33 畑　328）		
東京都府中市白糸台三丁目31番12 畑　29㎡　（買収時：東京都府中市神明台749ノ36 畑　210）		
東京都府中市白糸台六丁目12番７ 畑　2,406㎡（買収時：東京都府中市又角海道1297ノ２　畑　2,408）		
東京都調布市布田一丁目56番18 畑　76㎡	原　　文藏 東京都北多摩郡調布町上布田２番地	
東京都調布市小島町一丁目42番12 畑　555㎡	井上　欣一 東京都調布市小島町１丁目19番地１	

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成22年８月20日

北陸地方整備局長　前川　秀和

１　処分をした年月日　平成22年７月28日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　北栄建設株式会社　南雲　一彦　新潟県新潟市中央区美咲町１―23―51　国土交通大臣許可（般―17）第6000号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（消防施設工事業に関する一般建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成22年７月13日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２２年（家）第３０１０３号

仙台市太白区太白２丁目８番25号
申立人　吉田　俊雄
本籍仙台市青葉区角五郎２丁目211番地、最後の住所仙台市青葉区角五郎２丁目９番12号、死亡の場所仙台市青葉区、死亡年月日推定平成21年10月１日、出生の場所仙台市荒町133番地、出生年月日昭和２年９月25日、職業無職
被相続人　亡　吉田クニエ
事務所仙台市青葉区一番町１―17―24　高裁前ビル８階　石井慎也法律事務所
相続財産管理人　弁護士　石井　慎也

仙台家庭裁判所